

公立大学法人新潟県立大学財務委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 43 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 17 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 24 日

改正 令和 4 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学組織規則第 12 条に基づいて設ける公立大学法人新潟県立大学財務委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人の年度計画に関する事項
- (2) 法人の年度予算に関する事項
- (3) その他法人の財務に関する事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学生部長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 学科長
- (6) 図書館長
- (7) キャリア支援センター長
- (8) 国際交流センター長
- (9) 地域連携推進センター長
- (10) 入試委員長
- (11) 教務委員長
- (12) 事務局長
- (13) 総務財務部長
- (14) 教務学生支援部長
- (15) 財務課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、大学経営評議会に報告しなければならない。

(定足数及び議決の方法)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。